

平成27年度第1回

一宮市都市計画審議会
議事録

一宮市都市計画審議会

次の議案を審議するため、一宮市都市計画審議会が平成27年11月17日午後2時00分、本庁舎11階1101会議室に招集された。

記

1. 付議事項

議案第1号 尾張都市計画生産緑地地区の変更 (一宮市決定)

議案第2号 尾張都市計画公園の変更 (一宮市決定)

議案第3号 特殊建築物の敷地の位置について

2. 出席委員 13名

秀島 栄三、吉田 有夫、

谷 祝夫、花谷 昌章、彦坂 和子、日比野 友治、水谷 千恵子、

市川 和邦、柴山 宮恵子、杉本 尚美、関屋 英徳(代理出席：水野 勝巳)、

津田 新太、森 律子

3. 欠席委員 4名

鶴田 佳子、林 琢也、京極 扶美子、牛田 幸夫

[事務局]

建設部まちづくり担当部長 二ノ宮 和雄

建設部次長 加藤 重明

まちづくり課長 坪内 将広

同主監 竹内 誠

同副主監 浅野 幸弘

同都市計画・庶務G主査 山田 芳正

同G主任 牛田 貴史

農業振興課長 安藤 清志

同農政G主事 坂口 達郎

公園緑地課長 今枝 靖和

同整備G主査 長崎 友智

建築指導課長 国立 敏司

同建築安全推進G主査 村松 裕二

同G主任 堀田 賢二

開 会
会 議 顛 末
午後2時00分

事務局 (開会のことば)
お待たせいたしました。委員の皆様がおそろいになりましたので、ただいまより、平成27年度第1回一宮市都市計画審議会を開催させていただきます。

本日は、公私共にご多忙のところ、当審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま、出席委員は13名でございます。一宮市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、過半数の委員の出席がございますので、会議は成立しております。なお、鶴田委員さん、林委員さん、京極委員さん、吉田委員さんは本日も都合が悪く、欠席されておりますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、開会にあたりまして、会長よりご挨拶と、その後の議事の進行をお願いいたします。

会 長 (会長あいさつ)
こんにちは。会長を務めさせていただきます、秀島でございます。

本日は、お忙しいところ、当審議会に出席頂きましてありがとうございます。

本日は「尾張都市計画生産緑地地区の変更」「尾張都市計画公園の変更」「特殊建築物の敷地の位置について」の3つの議案が付議されておりますので、よろしくお願い申し上げます。

(新委員紹介)

その前に、早速でございますが、改選、異動等によりまして新たに委員になりました皆様をご紹介します。

市議会議員の

京極扶美子委員さんは本日も都合が悪く、欠席されております。

続きまして、谷祝夫委員さんです。

花谷昌章委員さんです。

彦坂和子委員さんです。

日比野友治委員さんです。

水谷千恵子委員さんです。

愛知県一宮建設事務所長の

市川和邦委員さんです。

愛知県一宮警察署長の

関屋英徳委員さんは本日も都合が悪く、欠席されますが、一宮都市計画審議会運営規則第5条に基づき代理が認められておりますので、愛知県一宮警察署交通課長の水野さんに代理出席いただいております。

愛知県尾張農林水産事務所一宮支所長の

津田新太委員さんです。

よろしく願いいたします。

(議事録署名者の決定)

会 長

次に、本日の議事録署名者を決めさせていただきます。

当審議会運営規則第9条には、議事録署名者2名を、会長が指名することとなっております。

本日の議事録署名者は、市川委員さんとの吉田委員さんをお願いいたします。

(議案の審議)

会 長

それでは、本日の議案の審議に入らせていただきます。

議案第1号「尾張都市計画生産緑地地区の変更(一宮市決定)」をご審議賜りたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事 務 局

はい、会長。

会 長

はい。

事 務 局

議案第1号につきましてご説明させていただきます。それでは掛けさせていただきます。

まず、第1号の議案書をご覧頂きたいと思います。そして、表紙をめくって頂けますでしょうか。

「尾張都市計画生産緑地地区を次のように変更する。面積約138.7ha。位置及び区域は計画図表示のとおり」でございます。

次に理由でございます。

理由の下の方になりますが、今回の変更は、「生産緑地法第14条の生産緑地地区内における制限の解除が行われたもの」及び「面積要件を満たさなくなったもの」等についてでございます。

次に、議案書の封筒の中をご覧いただきたいと思います。封筒の中には総括図という縮尺2万分の1の大きな地図が入っております。この総括図には、生産緑地地区を全て記載しておりますが表示が大変小さく見づらいものでございますので、今回の除外等につきまして、地域を抜粋した参考図という縮尺2500分の1の地図をご用意いたしました。

念のため、この参考図の見方を簡単にご説明いたします。

では参考図の「5番」をお開きいただきたいと思います。

こちらの小さいほうの地図です。右下の凡例をご覧いただけますでしょうか。まず、赤いラインでございますが、こちらは、市街化区域の境界線を示します。その下、緑色に塗られた部分は既存の生産緑地、赤が一団番号変更のため生産緑地の指定とするものでございます。その下、黄色に塗られた部分は今回除外する生産緑地、最後に、紫色に塗られた部分は、一団の一部除外等により面積不足となり除外をする生産緑地でございます。生産緑地は「一団の面積が500㎡以上の

規模の区域であること」が条件の一つとなっているため、一部除外等により500㎡以下となってしまった場合に、「除外する生産緑地」となります。以上がこの「参考図」の見方でございます。

それでは議案書にお戻りいただきますでしょうか。議案書をめくっていただきますと「変更箇所別調書」という資料がございます。これよりご説明する変更案件はこの「変更箇所別調書」に基づいてご説明させていただきます。

なお、本日審議をお願いいたします変更案件は、全部で78箇所にあつております。全部につきまして詳細なご説明を申しあげておりますと、大変な時間が掛かってまいります。また、除外または一部除外の内、主たる従事者の死亡または病気などによる故障により除外するものが多くなっておりますので、これらにつきましては一部を抜粋し、かつ説明を簡略化させていただきますので、よろしくお問い合わせいたします。

まず、箇所別調書の1ページ、一団番号「2-14」、参考図の方は「5番」になりますが、主たる従事者が死亡したことを理由に一団の一部面積596㎡を除外するものでございます。この除外により「馬見塚字郷内2番及び3番（2番は赤で、3番は紫で表示）」が面積不足となりますが、土地所有者の意向を考慮し、2番については一団番号「2-13」へ繋げることにより生産緑地として維持し、3番については面積不足により除外といたします。

続きまして、箇所別調書の2ページ、一団番号「2-17」、参考図の方はそのまま「5番」になりますが、主たる従事者の死亡により一団の一部面積637㎡を除外するものでございます。また、この除外により「馬見塚字郷内5番（紫で表示）」が面積不足となるため除外となります。

最後に、箇所別調書の4ページ、一団番号「16-18」、参考図の方は「17番」になりますが、主たる従事者の死亡により一団の一部面積991㎡を除外するものでございます。この除外により、一団番号「16-18」について、一団の分裂が発生するため「西五城字杵先南52番2（赤で表示）」が面積不足となりますが、農業用道路の指定、農業用道路は北側です。こちらの指定を19㎡から45㎡へ変更することにより500㎡以上を維持し、一団番号「16-27」へ指定変更いたします。

以上、簡単にご説明をさせていただきました。今回の変更による面積は、47,892㎡の減少でございます。この変更の結果、生産緑地地区は、変更前143万4836㎡から、138万6944㎡、約138.7haとなります。今回の除外の対象となります生産緑地の一団ごとの変更内容につきましては、変更箇所別調書のすぐ後に、「今回変更する生産緑地」として、変更内容をまとめさせていただいております。そのまたすぐ後ろには、生産緑地の過去の変遷を3ページにわたりまとめてございますので、こちらの方も参考にしていただければと思います。

本日、ご審議をお願いする案件の内、買取り申出に関するものにつきましては、平成26年1月1日から、同年の12月31日の間に買取り申出書の提出がされ、これを市が受理し、関係事務を進めまして、平成26年4月1日から平成27年3月31日までに行為制限が解除された案件となっております。なお、変更案の

縦覧を平成27年9月7日から平成27年9月25日まで実施いたしましたが、縦覧者はおらず、意見書の提出もございませんでした。

以上、簡単ではございますが、議案第1号の説明を終わらせていただきます。
よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

会 長 それでは、議案第1号の趣旨説明が終わりましたので、この案件のご審議をお願いいたします。いかがでしょうか。

会 長 特によろしいでしょうか。
それでは、採決をさせていただきます。
議案第1号「尾張都市計画生産緑地地区の変更(一宮市決定)」について、原案のとおり「可」とする旨、答申することにご異議ございませんでしょうか。

各 委 員 異議なし。

会 長 ありがとうございます。ご異議ございませんので、原案を「可」とする旨、答申することに決定いたします。事務局の方で答申の案をまとめますので、よろしくようお願いいたします。

事 務 局 はい、会長。

会 長 はい、どうぞ。

事 務 局 答申(案)を朗読させていただきます。

(朗読)

会 長 はい。答申の案はただいま事務局より朗読がありましたとおりでございますが、本答申案どおり決定させていただくことにご異議ございませんか。

各 委 員 異議なし。

会 長 ありがとうございます。ご異議ないようでございますので、そのような形で答申いたします。

会 長 続きまして、議案第2号「尾張都市計画公園の変更(一宮市決定)」をご審議賜りたいと思います。
事務局から説明をお願いします。

事 務 局 はい、会長。

会 長

はい。

事 務 局

議案第2号「尾張都市計画公園の変更（一宮市決定）」について、説明させていただきます。

議案第2号、表紙を1枚はねていただけますでしょうか。

尾張都市計画公園の変更（一宮市決定）尾張都市計画公園を次のように変更する。
種別：地区公園、番号：4・4・1号、公園名：九品地公園、位置：一宮市文京一丁目、面積：約4.1haとし、同じく種別：地区公園、番号：4・3・2号、公園名：平島公園、位置：一宮市羽衣二丁目、面積：約3.9haとするものです。

1枚はねていただきまして、理由書をお願いします。

九品地公園は、中心市街地の緑地確保や市民の憩いの場、レクリエーションの場づくりを目指し、昭和22年に都市計画決定しております。このたび、本公園の北側に隣接する一宮市立市民病院の将来構想と中長期計画に伴い、都市計画公園の区域を変更するものです。

平島公園は、中心市街地の緑地確保や市民の身近なレクリエーションとコミュニティの形成拠点として昭和29年に都市計画決定しております。このたび、九品地公園の区域変更に伴い、みどりの拠点及び広域避難場所としてより一層充実・発展させるため、都市計画公園の区域を変更するものです。

つまり、一宮市立市民病院の病棟増築計画に伴い、九品地公園の区域を一部除外し、その除外相当分を平島公園において追加するという、2つの都市計画公園の区域変更を行うものでございます。

詳細について説明させていただきます。

6枚はねていただきまして、「総括図（1／8）」をお願いします。図面の方位はいずれも上が北となっています。九品地公園と平島公園の位置を示しております。いずれも、中心市街地に近い区域にある、戦災復興土地区画整理事業で計画、整備された地区公園です。

九品地公園は、市の中心部にあり、JR尾張一宮駅の北北東、約1.2kmに位置する約4.3haの地区公園でございます。一方、平島公園も市の中心部にあって、JR尾張一宮駅の東北東、約1.5kmに位置する約3.6haの地区公園となっております。

1枚はねていただきまして、九品地公園の「計画図（2／8）」をお願いします。

今回、本公園の北側に隣接する尾張西部医療圏の中核病院である一宮市立市民病院がその将来構想と中長期計画に沿って、高度医療機器の整備及び充実を図るため、新病棟の建設が必要となりました。本来は、現病院敷地内での増築が考えられますが、すでに完成している病院建替えにおいて、総合設計の手法で許容の最大限に近い建築物が建てられており、必要となる新病棟の建築が不可能となっております。また、病院周辺で用地取得できるところを検討いたしましたが、東側は県道、北側は民家等が連たんし、西側も県立一宮商業高校であるため、いずれも取得できる見込みはないとの結論に達したものです。

そこで、九品地公園の敷地の一部に新病棟を建設できないかということになりました。しかしながら、都市公園法の第16条において、都市公園の保存が規定さ

れており、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならないとされております。ただし、都市計画事業の施行等公益上特別の理由がある場合や廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合などは、全部又は一部の廃止が可能となっております。

今回、九品地公園の一部廃止ということに対しまして、地域性も考慮いたしました結果、九品地公園と同じく戦災復興土地区画整理事業により整備された地区公園である平島公園に、隣接する一宮競輪場跡地の一部区域の形状変更やその駐車場を新たに平島公園の区域とすることで、九品地公園の面積減となる分を相殺することとしたものです。

面積的には、九品地公園の北側、テからマに囲まれた黄色塗りつぶしの約2,800㎡を公園区域から除外し、変更前の面積約4.3haが変更後約4.1haとなりますが、新病棟の完成により、病院機能が向上し、緊急時、災害時等の応急処置スペースや病床の確保ができるとともに、一時避難場所である本公園と連携した災害対策活用の幅が広がることとなります。また、健康な公園利用者だけでなく、公園と病院の近接により病院利用者、入院患者等の公園のさらなる利活用により、早期の健康回復・健康維持にも寄与することが期待できると考えております。

次に3枚はねていただきまして、平島公園の「計画図(5/8)」をお願いいたします。先ほども申し上げましたとおり平島公園も九品地公園同様に戦災復興土地区画整理事業により計画された約3.6haの地区公園です。

本公園の西側に隣接して、一宮競輪場跡地があります。本公園内にある野球場が広域避難場所として指定されております。今回、さきほどご説明させていただきました九品地公園の除外分の約2,800㎡を平島公園の区域に追加するため、公園の東側道路をはさんで隣接する市所有地2箇所を公園区域とすると共に、一宮競輪場跡地の一部をあわせて区域変更を行い、防災機能の一層の充実を図るとともに、将来的には再整備も視野に入れ、中心市街地のみどりと憩いの場をさらに充実させることができます。

赤線で囲った区域が新しい平島公園の公園区域です。図面の北東側赤色で塗りつぶしたナからハと、南東側のヒからモの2箇所が今回新しく平島公園の公園区域に追加された部分です。

いずれも市の所有地でこれまでは、競輪場の駐車場として利用されてきました。今回、公園区域に追加し、当面は現状のまま、平島公園駐車場として活用することにより、通常の公園利用や高校野球、様々なイベント開催時等の混雑緩和に寄与するものと考えております。

さらに、一宮競輪場跡地と平島公園との境界についても、赤線のケからトまでを新しい境界線とし、赤色で塗りつぶした部分は新しく平島公園となる部分、黄色で塗りつぶした部分は平島公園から除外され、一宮競輪場跡地の敷地となる部分です。これは、仮に、将来的に野球場の改築等がなされる場合のことを視野に入れると共に、競輪場跡地活用が検討されておりますので、利用しやすくするため少しでも整形となるよう両敷地の境界を直線等で整理し直したものです。区域変更により、変更前の面積約3.6haが変更後約3.9haとなります。

これまで説明いたしましたように、九品地公園の区域一部除外に伴い、平島公園の区域を追加することにより、各公園の拠点性・防災性等は病院機能の向上も含め一層充実するとともに、様々な面で利便性等の向上につながるものと考えております。

以上が、議案第2号、尾張都市計画公園の変更、九品地公園及び平島公園の公園区域変更の議案説明でございます。

なお、本案件につきまして、地元住民説明会を開催しておりまして、九品地公園周辺地区として平成27年7月4日に貴船公民館、平成27年7月7日に宮西公民館、次に平島公園周辺地区として、平成27年7月9日に富士公民館にてそれぞれ説明会を開催いたしました。

また、平成27年10月1日から10月15日までの間、公衆の縦覧に供しましたところ、縦覧者は1名でしたが意見書の提出はございませんでした。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

会 長 それでは、議案第2号の趣旨説明が終わりましたので、この案件のご審議をお願いいたします。いかがでしょうか。

委 員 今、当局より地域の説明会が開催されたそうですが、この説明会で、地域の方々から出た特別な意見等はありませんでしたでしょうか？

事 務 局 はい、会長。

会 長 はい。

事 務 局 地元説明会では、九品地公園の場合に、単純に平島公園で増やすのではなく、同じ町内で用地を確保して、公園を増やしていただけないかのご要望がありましたが、病院の用地取得が難しかったのと同様に、公園も同じように周辺は、かなり中心市街地で家が建て込んでおり難しいので、今回、平島公園で確保することをご理解をお願いいたしました。

委 員 ありがとうございます。

会 長 他にいかがでしょうか。

それでは、ご意見ないようでしたら、採決をさせていただきます。

議案第2号「尾張都市計画公園の変更(一宮市決定)」について、原案のとおり「可」とする旨、答申することにご異議ございませんでしょうか。

各 委 員 異議なし。

会 長 ありがとうございます。ご異議ございませんので、原案を「可」とする旨、答申することに決定いたします。事務局の方で答申の案をまとめますので、よろし

くお願いいたします。

事務局 はい、会長。

会長 はい。

事務局 答申（案）を朗読させていただきます。

（朗読）

会長 はい。答申の案はただいま事務局より朗読がありましたとおりでございますが、本答申案どおり決定させていただくことにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

会長 ありがとうございます。ご異議ないようでございますので、そのような形で答申いたします。

会長 続きまして、議案第3号「特殊建築物の敷地の位置について」をご審議賜りたいと思います。
事務局から説明をお願いします。

事務局 はい、会長。

会長 はい。

事務局 第3号議案「特殊建築物の敷地の位置について」を説明させていただきます。
本案件は、特定行政庁である一宮市長が特殊建築物の建築を許可するにあたり、建築基準法第51条ただし書による、「卸売市場、火葬場、ごみ焼却場などの特殊建築物は都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可する場合はこの限りではない。」という規定に基づき、ご審議いただくものでございます。

早速でございますが、議案書の議案第3号をご覧ください。1枚はねていただきまして、付議理由といたしまして、一宮市内において、一般廃棄物であります食品残渣を適正に堆肥化処理するため、食品残渣堆肥化処理施設を増設しようとするものでございます。

1枚はねていただきまして、

申請者は、株式会社ディーアイディー 代表取締役 国本 茂雄

名称は、株式会社DID 食品残渣堆肥化処理工場

敷地の位置は、一宮市明地字井之内31番3、32番1、33番1、34番1、34番2、35番、36番

敷地面積は、4, 774. 02平方メートルでございます。

5. 参考をご覧ください。今回、堆肥処理棟と搬入分別棟を新設し、全体で5棟となる計画でございます。建築面積は合計で2, 228. 39平方メートル、延べ面積は合計で2, 115. 32平方メートルでございます。配置計画につきましては、のちほど図面でご説明いたします。(2) 処理能力としましては、既設が1日当たり4. 992トンのものを、増設後1日当たり14トンとする計画でございます。14トンの内訳は、生ごみが9. 5トン、モミガラなどの副資材が2. 06トン、戻し堆肥が2. 44トンでございます。

申請者は、平成19年12月より、工業専用地域内の一宮市明地字井之内34番1、34番2、35番の敷地1, 928. 28平方メートルにおいて、食品廃棄物の堆肥化処理を1日当たり4. 992トン行っております。既設につきましては、1日当たりの処理能力が5トン未満であるため、建築基準法第51条ただし書の規定による許可は不要でございました。今回、取引先であるユニー株式会社から排出される食品廃棄物の増加に伴い、処理能力が5トン以上となるため建築基準法第51条ただし書許可が必要となったものでございます。

3. 位置をご覧ください。増設するにあたり、既存の敷地の北に隣接する一宮市明地字井之内31番3、32番1、33番1、南に隣接する36番の4筆を加えて、合計7筆で、4, 774. 02平方メートルに拡張する計画でございます。なお、環境に対する影響につきましては、生活環境影響調査を実施し、騒音振動等につきまして、すべて環境保全目標をクリアしております。また、近隣への説明につきましては、平成27年7月に、敷地から30m以内の居住者、土地の所有者・権利者及び建築物の所有者・権利者、17名に事業説明を実施しており、全ての所有者等に承諾を得ております。

次に、1枚はねていただきまして、「総括図」をご覧ください。図面中央の赤色で塗りつぶした建設地と書かれたところが、敷地の位置でございます。当該敷地は、一宮市の南西部に位置し、工業専用地域内に位置しております。工業専用地域の北には名神高速道路、工業専用地域内を横断するように東海道新幹線がございます。建設地は東海道新幹線沿いの敷地で、朝日東小学校からは800メートル、尾西第二中学校からは700メートル離れております。

次に、1枚はねていただきまして、「付近状況図」をご覧ください。建設地は、図面中央の塗りつぶした申請地と示した部分です。その周辺につきましては、北側は東海道新幹線、東側は工場、西側は水路を挟みまして工場及び田、南側は市道0172号線で幅員が18メートルでございます。名神高速道路の北側に黄色で着色してあります集落がございますが、250メートル離れており、また、建設地と集落の間に東海道新幹線と名神高速道路があるため、影響はないと考えております。

次に、1枚はねていただきまして、「計画図」をご覧ください。この図面は、敷地内の施設配置を示しており、赤枠が申請敷地の外周、黄色の塗りつぶしが建築物でございます。図面向かって左側が北となります。図面中央の既設建物(A)、(B)、(C)の北側に、申請建物①の堆肥処理棟、南側に申請建物②の搬入分別棟を新設する計画でございます。敷地への出入りは、黒色の三角印で

示しておりますとおり、南側の幅員18メートルの市道からの1ヶ所と、東側の幅員5メートルの市道からの3ヶ所を利用する計画ですが、大型車両の出入りについては、幅員18メートルの南側のみを利用する計画でございます。敷地には、図面の緑色で塗りつぶした部分に緑地を設け、また、申請建物①の堆肥処理棟の斜線部を屋上緑化して、環境整備に努める計画でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

会 長 それでは、議案第3号の趣旨説明が終わりましたので、この案件のご審議をお願いいたします。いかがでしょうか。

会 長 それでは、ご意見無いようでしたら採決をさせていただきます。
第3号議案「特殊建築物の敷地の位置について」について、都市計画上支障が無いと認めるにご異議ございませんでしょうか。

各 委 員 異議なし。

会 長 ありがとうございます。ご異議ございませんので、その旨、答申いたします。事務局の方で答申の案をまとめますので、よろしくをお願いいたします。

事 務 局 はい、会長。

会 長 はい。

事 務 局 答申（案）を朗読させていただきます。

（朗読）

会 長 はい。答申の案はただいま事務局より朗読がありましたとおりでございますが、本答申案どおり決定させていただくことにご異議ございませんか。

各 委 員 異議なし。

会 長 ありがとうございます。ご異議ないようでございますので、そのような形で答申いたします。

本日の議案の審議については以上でございますので、事務局の方に以降の進行をお返しします。

（閉会）

事 務 局 会長どうもありがとうございました。本日は3議案ご審議頂きありがとうございました。

これをおもちまして、一宮市都市計画審議会を終わらせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

閉 会

午後2時40分